

報告第1号～第6号

令和3年2月19日

専決処分の報告について

鈴鹿市

## 報 告 目 次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 報告第 1 号 専決処分の報告について ..... | 1  |
| 報告第 2 号 専決処分の報告について ..... | 3  |
| 報告第 3 号 専決処分の報告について ..... | 5  |
| 報告第 4 号 専決処分の報告について ..... | 7  |
| 報告第 5 号 専決処分の報告について ..... | 9  |
| 報告第 6 号 専決処分の報告について ..... | 11 |

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月19日提出

鈴鹿市長 末松則子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払に係る訴えの提起

## 専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月21日

鈴鹿市長 末 松 則 子

### 1 被告となるべき者

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

### 2 請求の趣旨

- (1) 市営住宅に係る滞納家賃 金320,700円
  - (2) 支払督促申立て手続費用 金3,183円
- の支払を求める。

### 3 支払督促の申立てをした日（訴えの提起があったものとみなされる日）

令和2年11月27日

### 4 督促異議の申立てがあった日

令和2年12月3日

### 5 訴訟遂行の方針

訴訟上の和解を可能なものとする。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月19日提出

鈴鹿市長 末松則子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払に係る訴えの提起

## 専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月18日

鈴鹿市長 末 松 則 子

### 1 被告となるべき者

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

### 2 請求の趣旨

(1) 市営住宅に係る滞納家賃 金2,768,000円

(2) 支払督促申立て手続費用 金10,683円

の支払を求める。

### 3 支払督促の申立てをした日（訴えの提起があったものとみなされる日）

令和2年11月27日

### 4 督促異議の申立てがあつた日

令和2年12月22日

### 5 訴訟遂行の方針

訴訟上の和解を可能なものとする。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月19日提出

鈴鹿市長 末松則子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

## 専 決 处 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月18日

鈴鹿市長 末 松 則 子

法律上の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

### 1 損害賠償の額

154, 275円

### 2 和解の相手方

[REDACTED]  
[REDACTED]

### 3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和2年10月9日、三日市町地内の市道三日市67号線において、相手方がその所有する車両を運転中、当該市道にあった穴ぼこを通過した際、当該車両の左側前輪及び左側後輪を損傷したもの

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月19日提出

鈴鹿市長 末松則子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月18日

鈴鹿市長 末 松 則 子

法律上の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

### 1 損害賠償の額

9,240円

### 2 和解の相手方

[REDACTED]  
[REDACTED]

### 3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和2年12月9日、住吉町地内の市道住吉248号線において、相手方がその所有する車両を運転中、当該市道にあった穴ぼこを通過した際、当該車両の左側前輪を損傷したもの

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月19日提出

鈴鹿市長 末松則子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月18日

鈴鹿市長 末 松 則 子

法律上の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

### 1 損害賠償の額

91,098円

### 2 和解の相手方

[REDACTED]

### 3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和2年11月30日、下大久保町地内の市道木田下大久保線において、相手方が所有する車両をその妻が運転中、対向車両を避けるため道路左側に寄った際、側溝蓋とともに当該車両の左側前輪が側溝に落ち、当該車両のフロントバンパー等を損傷したもの

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月19日提出

鈴鹿市長 末松則子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年2月3日

鈴鹿市長 末 松 則 子

法律上の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

### 1 損害賠償の額

26,880円

### 2 和解の相手方

[REDACTED]  
[REDACTED]

### 3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和2年11月29日、岸田町地内の鈴鹿市立西部テニスコートにおいて、相手方がテニスネットを張るための巻き上げ作業を行っていたところ、劣化した巻上機のロックがかからず不意に巻き戻ったことで、当該巻上機のハンドルが急回転したことにより、相手方が右手を負傷し、及び相手方所有のテニスラケットが損傷したもの